

北九州地区労連ニュース

2024年4月号 No. 210

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

Tel 093-921-0747 Fax093-921-0284

メール k_roren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめなくて電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

TEL093-921-0747

メール k_roren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

大幅賃上げを！労働者の要求前進を！

3月14日北九州春闘共闘会議は、春闘要求前進を目指し小倉駅で各単組の課題を訴えるリレートーク集会に取り組みました。まず、年明け早々、能登半島地震で甚大な被害への支援の協力を訴えました。

最初は、春闘共闘を代表して、安達春闘共闘議長が訴えました。生協労組から長田さんが「最低賃金の大幅改善の必要性」を述べました。健和会労組の那須さんから「医療・介護の改善署名の取り組み」など話しました。全教北九州の中川さんからは、「過酷な教育現場の実態と改善の運動」を訴えました。市職労からは、重野さんが「北九州市の行き過ぎた行革と増える非正規職員の労働条件改善」について話しました。

福建労からは、大場さんが「持続可能な建設業の実現に向けた運動」を訴えました。

◆急がれる能登支援

能登半島地震の被災者支援・復旧・復興が急がれます。14000人以上の方がいまだに寒さと不安の中、厳しい避難生活を強いられています。避難所の生活は、プライバシーが守れず、安心して休むことができないとの声が出され、過酷な状況と思われれます。仮設住宅の建設

を急ぐとともに住宅の応急修理に対応する支援金の大幅増額や被災者生活再建支援金の引き上げなども、全労連・春闘共闘の私たちは求めています。岸田首相は、「対応を総合的に検討したい」と国会で答弁しています。

その答弁が口先だけに終わらないよう、一緒に声を上げましょうと呼びかけました。



◆取り戻せ「失われた30年」

この春闘では、失われた30年を取り戻すことが必要です。

ネットの記事に1990年半ばから、グローバルな企業・投資家の政治的影響力が増し、その目線の経済政策がすすめられてきた。グローバルに稼ぎやすくするために、資本を他国に移動するぞと政府に圧力をかけ、その結果、法人税が引き下げられ、人件費削減のため労働者の非正規化が加速した。税収の不足分をカバリーするため消費税が次々と見直され1

0%にもなっている。法人税や高額所得の減税分は消費税で賄われ、まさに低所得者いじめとなっている、とありました。資本金10億円以上の大企業は平成9年から平成30年にかけて、株主配当を約6.2倍としたが、労働者の賃金は、この30年間ほとんど上がっていません。

経済政策のアンケートで

は、7割以上が国民生活第一の政策を望んでいる、とあります。GDPを押し上げるには、私たち国民の消費を大きく引き上げることが重要です。大企業の内部留保は、増え続け530兆円を超えています。経営者は内部留保を「緊急時に必要な資金」と言ってきました。今こそ、労働者の生活困窮を改善するために内部留保を賃上げに使うことが必要です。景気の回復に直結する個人消費があげられるためにも大幅賃上げが重要で、と訴えました。



雨あがり

「4%（の支給）を10%以上に引き上げます」と言われたら、皆さんはどう思われるでしょうか？「今までの2倍以上になっていいね」とか「支給される額が大幅にアップするのは良いのでは」とか思われませんか？

これは中央教育審議会の特別部会で教員の確保策として考えられている案です。この「4%」というのは公立学校教員に残業代の代わりに支給されている現在の「教職調整額」の割合です。

今から52年前！週の残業が8時間ほどだった！1972年施行の教員給与特別措置法（給特法）に基づく制度です。この教職調整額をたとえ4%から10%以上に引き上げたとしても、「定額働かせ放題」という本質は何ら変わりません。残業時間が上限の月45時間を超えている教員が小学校で64.5%、中学校で77.1%（22年文科省調査）という現状を変える一番有効な方策は、「全教7つの提言」にある「残業代を支給する仕組みを法制化」することだと私は思います。（大）

学校給食広がる無料化

3月30日ウエルとばたで「学校給食の無償化をめざす会」が「希望の給食」上映と交流会を開催し、会場の多目的ホールは、150人を超える参加で満杯となりました。

全国では、学校給食の無償化を独自に進める自治体が増えています。こうした取り組みを国の制度として実施すれば子育て支援にもつながります。

海外を見ても現物給付の支援の割合が大きい国に出生率が高い傾向があると記載されています。全ての子どもが平等に食えることができる学校給食を無償化することは、少子化対策に有効であり、北九州市独自でも実施することが重要と署名などの運動に取り組んできました。

昨年10月の新聞報道で、全国1718自治体のうち491自治体が無償化し、福岡県内でも60自治体中18市町村で無料や半額補助が実現しています。24年度からは、鞍手町・福智町・東峰村が実施するとしています。

◆地域を変える給食

学校給食は子どもたちにとって大事な「食育の場」です。食の安全を守るために食材や調理法、搬送など見つめ直すことで、自治体や地域のあり方が

変わり始めている取り組みを紹介した「希望の給食」という映画が会場で上映されました。

いすみ市では、学校給食に無農薬で安全な食を提供するために無農薬・有機農業をする農家と給食が見事にマッチング、子どもたちは田植え体験などで給食の残債も減った。給食費は上がったが、次の世代につなぐ目的で差額は市が負担し、給食という安定した供給が農家のやる気にもつながり、今では県外でも売れるブランドに成長した。

武蔵野市では、給食の委託先を民間ではなく、財団を設立し委託した。営利目的でないので素材にこだわり、手作り調理もできている。入札では、3年とか5年とかで委託業者が入れ替わることもあり、経験も育たない。

◆給食は生きる力

韓国では、給食無料化が進んでいる。環境に配慮した農法でつくった農産物を提供している。かつて委託給食で質が悪かったが、市民運動の広がり、小中学校から高校まで広がり、自校給食が基本。弁当や一部の生徒への給食提供では格差が広がることになる、と国内・国外の事例を紹介した映画で、生産者の育成や自然環境保全・子どもへの貧困といった課題も考えさせられ、子どもたちの未来を

形つくる給食のあり方を想像できる映画でした。

会場発言では、全教から「1年生を担当した。野菜嫌いが多い。広島はご飯をつぎ分けて食べる量を加減できた。約25分の給食時間で食べられない子どもいる。初めての給食のとき栄養教師が給食つくりと栄養の大切さを話し、子どもが食べられるようになった。給食はいろいろなことが学べる。無償化が切に望まれる」と訴えました。

集会の最後に「学校給食無償化は当り前の流れは、全国で大きなうねりとなっている。署名は5000筆を超えたが、5万の目標の1割でもっと署名をひろげましょう。来年1月の市議選に向け候補者へのアンケートも開始します。9月中旬の署名提出に向け、どんどん集めましょう」と提起されました。



正社員との同等待遇を

3月15日郵政ユニオンのスト突入集会があり、会場の北九州中央郵便局前に地区労連からも支援のために議長・事務局長を筆頭に多数参加しました。

日本郵政グループは、内部留保と言われる、利益剰余金は約6兆円あります。そのうちの3%、約1700億円を取り崩すだけで、36万人の社員に一律3万円の引き上げができません。

集会の冒頭、ストに立ち上がった松野組合員から、「大幅賃上げ勝ち取るぞ」「物価高に見合った賃金を」「諸手当の格差是正を」「非正規の均等待遇を」「希望する者は正規社員に」などシュプレヒコールを行い、ストに突入しました。

◆非正規にはゼロ回答

郵政ユニオン九州地本の田尻書記長が、郵政グループとの交渉経過を報告しました。

3月13日時点で「ゆうちょう銀行年間4.4月の一時金」「日本郵政・日本郵便・かんぽ生命保険4.3月」「ベースアップは1.1%」などの回答に、①グループ全体で4.4月支給を検討したうえで、郵政ユニオンが主張している年間4.5月への検討を求めている。②多くの非正規社員を雇用している企業

として、10月の最賃待ちでなく、4月段階で時給の引き上げを行うべきであり、再検討・再回答を強く求めている、と報告されました。

連帯の発言では、共産党・社民党・市議員、北九州共闘センターや個人が次々とスト支援のあいさつをしました。

北九州地区労連からは、永富事務局長や安達議長が連帯のあいさつをしました。

医療や介護の改善のために14日に取り組んだ健和会労組の指名ストや戸畑・小倉駅での宣伝・署名行動、失われた30年をとり戻す為に24春闘をたたかいJR九州では、27000円の賃上げを引き出し、北九州市役所の非正規労働者が4月から30時間パートで約12000円の賃上げを勝ち取っている状況を訴え、郵政労働者も賃金の大幅引き上げを呼びかけました。



原発の60年運転許すな



原子力対策指針では、原発の事故時には、5キロ圏内の住民に圏外避難を、5キロから30キロ圏内の住民には屋内避難を求めています。自然災害と原発事故が重なった場合、避難や退避そのものが不可能になることを示した今回の地震でした。

◆深刻だった志賀原発被害

志賀原発は、基準振動を超えた揺れにあったと報道されています。

3月10日勝山公園で「さよなら原発北九州集会」が開催されました。600人の市民が参加し、オープニングは北九州うたごえ連絡会が飾りました。

1月1日能登半島をマグニチュード7.6、最大深度7の地震が襲いました。滋賀原発の北方約10キロ地点で2828ガルを記録し、輪島市や珠洲市など計7地点で1000ガル以上の巨大な地震でした。

能登半島は、最大4mも隆起し、港が使用できなくなり、100力以上の土砂崩れで家屋倒壊や道路の寸断もあり、道路・鉄道・空港までも遮断されました。



外部電源を受電する変圧器の配管破損により、約2万しもの油漏れが生じ、外部電源5回線のうち、2回線からしか受電できない事態になり、1号機では使用済み核燃料プール冷却浄化系ポンプが約40分間停止しました。燃料プールから放射能を含んだ冷却水も飛散したと言われています。1号機の防水層防潮壁で基礎が沈下し、数センチ傾斜するなど、各所で沈下・段差が見られますが北陸電力は、詳細な報告を拒んでいます。



志賀原発は、2007年にも震度6弱の地震に襲われ、場所によっては材料の強度が8割弱くなっていると認めています。

能登半島には複数の活断層が存在することは知られていましたが、電力会社は活断層をぶつ切りにして認定し、連動することを想定外に置いていた、これまでの活断層調査が信頼できないことが明らかになったと言えます。



◆原発は、廃炉に

日本の原発が建てられているのは、すべて海岸線です。福島原発で今なお苦しむ被災者

の方々、そして今回の能登半島地震の被災者の方々を思うと、まだ「原発を続けるのか」と激しい憤りを感じます。

集会では、池上弁護士が九州玄海訴訟弁護団を代表して、「原告1万人、45回の裁判で勝ち負けがあるが、避難計画は自治体任せ、まともな検討もしない。過酷事故の対策も考えず再稼働がすすむ。電力が余り捨てる現状。再生可能エネルギーを進めず原発再稼働を許しているのか、政治を変えないといけない」と訴えました。



安部グリーンコープ生協北九州理事長からは、「脱原発を掲げ、様々な活動をしてきた。太陽光の市民発電所にも取り組んでいる」と報告されました。

高崎Fコープ理事からは、

「福島事故から脱原発をめざすようになった。再稼働反対の立場で被災地の復興にも取り組んでいる」とありました。集会後には小倉駅までパレードし、「原発止めろ・再稼働反対」「すべての原発いまずぐ止めろ」「子孫に残すな放射能」など声高らかにシュプレヒコールをしました。



労働法コラム 第109

採用内定取消について



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

1 はじめに

この時期は新社会人を多くみかける時期です。他方で、社会人予定者の方が内定を取り消されるというケースも少なからず存在します。

そこで、今回は、内定をめぐる法律関係について整理をしたいと思います。

2 採用内定により生じる法律関係

まず、採用内定による法律関係については、様々な考え方がありますが、端的に労働契約が成立したと考えるケースが多いと考えられます。すなわち、企業による募集↓労働者の応募(労働契約申

込み)↓企業の内定通知(労働者の申込に対する承諾)と考えるわけです。裁判例においてもこのような考え方を基礎として、具体的事例における法的保護の在り方を考えているものが多いと考えられます。

この点、「内定」とは別に「内々定」(内定の前段階である内定)という言葉が聞かれることがあると思いますが、結局は、内定か内々定かという言葉の問題ではなく、実質的にみて、労働契約申し込みと承諾の二つが認められるか、という当事者の認識や通知等に関する具体的やり取りがポイントとなります。

3 採用内定者の法的保護とその限界

内定が労働契約の成立であったとしても、いまだ就労開始前の段階ですから、その保護が就労開始後の労働者と比較して弱いことは否定できません。

例えば、採用内定の取消事由が内定通知書や誓約書等に記載されており、これに該当する事由が生じた場合に取消される場合がありますが、通知書に記載されているからといって、その事由の全てが当然に適法な内定取消自由になるわけではあり



ません。

この点について、採用内定取消が適法となるのは「採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できない」事実が後に判明し、それにより採用内定を取り消すことが「客観的に合理的と認められる場合に限り」と認められる場合がありますが、一般的な解雇よりは緩やかな基準で認められるべき、この考え方もあるため、注意が必

4 要です。

具体的手続き
違法な採用内定取消がなされた場合、その取消は無効ですから、無効な解雇をされた場合と同様、労働契約上の地位確認や賃金請求をしていくことが考えられます。

また、内定を受けたことで就職活動を中止して、労働に向けた準備をするという労働者もいるでしょうから、その法的期待権を保護する必要があると見られます。そのため、債務不履行(誠実義務違反)や不法行為(期待権侵害)に基づく損害賠償請求をしていくことも考えられます。また、労働契約が成立した

と認めることができない内定前の段階であったとしても、使用者は、労働契約の成立へ向けて信義誠実に交渉をしていく義務を負うと考えられます。その義務違反があった場合には損害賠償責任を負うことが考えられます。

このように採用内定が認められる場合には将来労働者となることを前提として相応の法的保護が与えられており、また、採用内定とは認められない場合であっても不誠実な交渉手続きをとった使用者が入社希望者に対して損害賠償責任を負うことがあるのです。

第95回北九州統一メーデー

日時：2024年5月1日(水)10時~集会

11時30分~小倉駅までパレード

場所：勝山公園図書館横広場



多くの皆様の参加をお願いたします。